2023 年 10 月 23 日（月）東京新聞

今回のテーマ

性別変更に手術は必要か

ニュースがわかる A to Z　シルマナブ

©吉田戦車／小学館

戸籍上の性別を変更する際、生殖能力をなくす手術などを求める「性同一性障害特例法」の規定が、個人の尊重などを定める憲法に違反するかが問われた家事審判で、最高裁大法廷は25日に憲法判断を示す。出生時の性別と性自認が異なるトランスジェンダーの人が違憲だと訴えていた。最高裁が新たな判断を示す可能性がある。　（社会部・太田理英子）

健康不安や高額費用

当事者負担

トランスジェンダーの人が戸籍上の性別変更を求めるのは、性自認と異なる性別で扱われることによる日常生活の支障や精神的苦痛を緩和するためだ。

性別変更は家裁に審判を申し立てて行うが、特例法の「18歳以上」など5要件を満たす必要がある。最高裁が審理するのはこのうち「生殖能力を失わせること」と「変更後の性別の性器に近い外観を備えること」で、併せて「手術要件」と呼ばれる。今回の申立人は後遺症への不安などから手術を受けておらず、要件が憲法13条（個人の尊重）や同14条1項（法の下の平等）に反すると訴えている。

手術要件で想定される措置は精巣や陰茎の切除、または子宮・卵巣の摘出など。GID（性同一性障害）学会理事長の中塚幹也医師は「過去に脳梗塞を起こした人など、健康上のリスクで受けられない人は珍しくない。手術で身体にメスを入れること自体に恐怖感や抵抗感を持つ人も多い」と説明する。

高額な手術費も重い負担だ。手術内容によっては数百万円に上ることも。2018年から保険適用が可能になったが、手術前に行われることが多いホルモン治療は適用外。混合診療となってしまうため一連の措置を自費で受ける人が大半だという。

司法統計によると、性別変更が認められた人は、04年の特例法施行から22年までに約1万2千人。だが19年度の厚生労働省の調査では、トランスジェンダーと回答した人のうち、性別適合手術を受けた人は5・9％にとどまる。中塚医師は、手術を望む人が受けやすくすることも重要とした上で「当事者が生きやすい社会にしていくためには手術を条件とせずに性別変更を認めるべきだ」と話す。

家族や職場の理解重要

ハードル

トランスジェンダーの人が性自認に沿って生きていくには、個々の事情に合わせて環境を整える必要がある。この過程は「性別移行」と呼ばれ、長く、多くのハードルがある。

自認する性別での社会生活を送るために取り組むことは、服装や髪形を変えることや家族ら身近な人へのカミングアウト、通称名の使用や戸籍名の変更など多岐にわたる。ホルモン剤の投与によって体つきなどを変える人も多い。職場で更衣室やトイレの使用方法の変更、医療措置を受ける際の心身の負担を理解してもらうことが必要になる場合もある。

そして本人が望み、医師が本人の社会生活の様子や精神的な安定性から問題がないと判断すれば、性別適合手術を行う。

戸籍上の性別変更は、こうした自認する性別での社会生活に必要なステップの一つだ。医療機関の受診や就職など身分証明を求められる場面で、性自認や見た目と書類上の性別が異なることで、差別や不利な扱いを受けることも少なくない。GID学会理事長の中塚医師は「当事者の生活上、戸籍の性別変更は非常に重要な意味がある」と強調。その上で「ようやく戸籍変更がかなった後も、パートナーと子どもをどうするかなど、当事者にとっての課題は多いだろう」と指摘する。

性同一性障害特例法の要件

2人以上の医師が「性同一性障害」と診断

＋

1. 18歳以上
2. 婚姻中でない
3. 未成年の子がいない
4. 生殖腺（卵巣や精巣）がないか、その機能を永続的に欠く状態にあること（生殖不能要件）
5. 変更後の性別の性器に似た外観を備えている（外観要件）

手術要件（4・5）

トランス*
差別に
反対します
後遺症が怖い
自分の身体は自分のものなのに
手術代が高額
当事者

性別変更での手術要件を巡る主な国の対応

手術要件がない	英国 フランス スペイン オランダ スウェーデン デンマーク
手術要件がある国	日本 韓国 ルーマニア チェコ
性別変更を禁止	ロシア ハンガリー

※日本学術会議のデータなどを基に作成

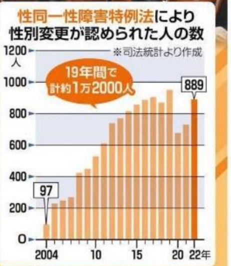
性同一性障害特例法により性別変更が認められた人の数

※司法統計より作成

性同一性障害特例法と性的少数者を巡る社会の動き

2004年7月	性同一性障害特例法施行
14年5月	世界保健機関（WHO）など7機関が「性的少数者らへの不妊手術の強制は人権侵害」との共同声明を発表
17年4月	欧州人権裁判所が手術要件は欧州人権条約違反と判決
19年1月	特例法の手術要件を巡り最高裁が合憲判断
5月	WHOが疾病などの分類で「性同一性障害」を精神障害のリストから除外し、「性別不合」に名称変更
20年9月	日本学術会議の分科会が特例法の廃止と新法制定を求める提言を発表
23年2月	国連人権理事会が報告書で日本に特例法廃止を勧告
6月	LGBT理解増進法施行
10月25日	特例法の手術要件を巡り最高裁が再び憲法判断

欧州など改善広がる

人権侵害

世界では、トランスジェンダーの性別変更に伴う手術要件がどう捉えられているのか。

14年、世界保健機関（WHO）など7機関は「不妊手術の強制は人権侵害」と批判する声明を発表。17年には欧州人権裁判所が、性別変更は「私生活の尊重の権利」とし手術強制は人権条約違反とする判決を出した。性同一性障害への認識も19年にWHOが「性別不合（仮）」に名称変更するなど、精神疾患や障害との見方を改める動きが広がっている。

法政大の建石真公子（ひろこ）教授（憲法学、国際人権法）らによると、手術要件を廃止する国は欧州を中心に増えているという。欧州評議会加盟国46カ国のうちフランスや英国など21カ国、また米国の一部の州も手術要件を設けていない。日本と同様、要件があるのは韓国やチェコ。廃止の潮流に逆行するようにロシアは今年7月、性別変更自体を禁止する法を成立させている。

建石教授は手術要件について①性や生殖について自ら決定する権利②意に反して自分の身体を侵襲されない権利―を侵害する問題だと指摘。日本では旧優生保護法による強制不妊とも重なるとし「法律で手術を求めることが人権上合理的と言えるのか、問われてきた」という。

日本は2月に国連人権理事会から特例法廃止を勧告された。建石教授は「国は性的少数者の人権が確実に保障されるよう、啓発も含め取り組まないといけない」と話す。

4年前「合憲」変更も

最高裁判断

手術要件の違憲性を巡り、最高裁が判断するのは今回で2回目だ。前回19年は「現時点では合憲」との結論だった。小法廷で審理した前回と違い、今回は15人の判事全員がそろう大法廷で審理される。大法廷は先月26日、非公開で当事者本人の意見を聞く異例の「審問」という手続きを実施。翌27日には代理人のみが出廷して初の弁論を開いており、新たな憲法判断や判例変更をする可能性がある。

19年に決定を出した第2小法廷は、手術要件は親子関係の問題や社会の混乱を生じさせないためにあるとして違憲性を否定した。だが、社会状況は変わりうるとして「憲法適合性については不断の検討を要する」と付け加えていた。さらに2人の裁判官は補足意見で「手術は憲法13条で保障される身体を侵襲されない自由を制約する側面がある」と指摘。「違憲の疑いが生じていることは否定できない」と言及した。

前回の最高裁決定の後、国内外の機関・団体が特例法廃止を求める声明を出し、今年6月にはLGBT理解増進法が施行されるなど、性的少数者の権利保護に向けた動きも見られる。また今月11日には、静岡家裁浜松支部が同様の家事審判で、手術要件は「重大な人権制約」とし、司法判断として初めての違憲とする決定を出した。

最高裁が社会状況の変化をどう捉え、性的少数者の権利を巡る問題とどう向き合うのか注目される。